

社協名	社会福祉法人 相良村社会福祉協議会
-----	-------------------

住 所	熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1
電 話	0966-35-0093
ファックス	0966-35-0893
メール	shakyo@iris.ocn.ne.jp
担当部署及び担当者	事務局 嶽本

テーマ番号	事業・取組み名
2	広域成年後見センターとの連携と相談対応

取組みのきっかけ

平成 25 年以降、圏域の行政・社協による広域センター設立協議が本格化。小規模の 9 町村では、行政は法律が求める制度周知と市民後見人養成の課題があり、社協は人員面で法人後見の受任が難しい状況があった。

平成 27 年 4 月、圏域 10 市町村を事業対象地域とする人吉球磨成年後見センターが開所（設置場所は人吉市社会福祉協議会内）。

* 取組み開始日（平成 27 年 4 月）

具体的な取組み内容と実施体制

- ・ 社協が受任していた支援困難ケースをセンターが後任として受任。
- ・ センターが企画する講習会や講演会について社協も参加者募集等で共同。
- ・ 市民後見人養成講座をセンターが広域で実施。
- ・ 社協が関わる要支援者のケース会議にセンター職員が参加。
- ・ 社協受付の相談についてセンターが司法書士会と連携で申立代行者を調整。

* 平成 30 年度予算額（ 0 ）千円

事業実施の効果

- ・センターと各専門家・法的機関・医療機関等とのパイプができてノウハウが蓄積され、センターが社協の相談先・照会先としても機能。
- ・制度周知や市民後見人養成を広域で計画的に実施。
- ・制度の利用支援について関係者で協議する体制の構築。
- ・利用者の受け皿の確保（小規模社協が法人単独で受任する必要性の減少）。

今後に向けて(課題など)

- ・加齢等により地域福祉権利擁護事業での支援継続が困難な利用者が出てきている。また、病気や障害により意思表示の内容が頻繁に変化する要支援者も増えている。対象者に適した制度利用と生活支援を進めるためにもセンターとの連携は重要と考えている。